

「外国人傭繼願」

(埼玉県行政文書明九二六一一七)

【書き下し】

外国人傭繼願

私儀、豚肉塩漬其外食用製造為
傳習、先般奉願 神奈川縣御管
下武蔵國久良岐郡横濱在留
支那人李玲相傭申候處、明
三日満限二付、猶明後四日方来ル八日迄
五日之間條約者は迄之通りニて傭繼
申度何卒
御聞濟被 成下候様仕度、依之
前御免状相添、此段奉願上候
以上

第廿壹区

足立郡与野町

明治七年第四月二日

佐久間儀助代

親類

福田利右衛門 ⑩

副戸長

井原平八 ⑩

副区長

井原揆一 ⑩

埼玉縣権令白根多助殿

【読み下し】

外国人傭い継ぎ願ひ

私儀、豚肉塩漬其外食用製造傳習のため、先般願ひ奉り
神奈川県御管下武蔵國久良岐郡横濱在留
支那人李玲相傭い申し候處、

明三日満限ニ付き、猶明後四日より来る八日迄
五日の間、條約は是迄の通りニて傭い継ぎ申し度、
何卒御聞き済み成し下され候様仕り度、これに依り
前の御免状相添え、此段願ひ上げ奉り候、以上

第廿老区

足立郡与野町

明治七年第四月二日

佐久間儀助代

親類

福田利右衛門^⑩

副戸長

井原平八^⑩印

副区長

井原揆一^⑩

埼玉縣権令白根多助殿